

議案第 164 号

川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 1 月 29 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例

川崎市入江崎余熱利用プール条例（平成 8 年川崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表 1 5 歳以上の者の項中「500 円」を「510 円」に改め、同表の備考の表を次のように改める。

種 别	金 額
3, 300 円に相当する使用分	3, 000 円
5, 500 円に相当する使用分	5, 000 円

別表の 2 の表を次のように改める。

2 水泳教室使用料

区 分	单 位	金 額
週 1 回コース	月 4 回	5, 650 円以内で管理規程で定める額

週 2 回コース	月 8 回	7 , 2 0 0 円以内で管理規程で定める額
短期集中コース	5 回	6 , 1 7 0 円以内で管理規程で定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の川崎市入江崎余熱利用プールの使用に係る使用料について適用し、同日前の川崎市入江崎余熱利用プールの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、入江崎余熱利用プールの使用料について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。